山梨県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県における依存症に関する医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「第4号通知」という。)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 第2条 専門医療機関の選定は、知事がこれを行い、県内に所在する保険医療機 関について実施する。
- 2 治療拠点機関の選定は、知事がこれを行い、前項により選定された専門医療 機関の中から実施する。

(申請手続)

- 第3条 専門医療機関又は治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書(様式1)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出するものとする。
- 2 申請書類の受付は、福祉保健部障害福祉課において行う。

(選定の要件)

- 第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の選定の要件は、第4号通知の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。
- 2 知事は、国が前項の選定基準を改正した場合は、既に選定された専門医療機 関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を 満たしているかどうかを審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第9条 に定める選定の取消しの手続を行うものとする。

(審査)

第5条 知事は、申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の要件を満た

している場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機 関として選定するものとする。

- 2 知事は、申請書類に不備、不足等があった場合は、申請した保険医療機関に 対し補正を求めるものとする。
- 3 知事は、審査において必要があると認める場合は、追加の資料の提出を求め、 又は申請した保険医療機関において実地審査をすることができる。

(選定の通知)

第6条 知事は、専門医療機関又は治療拠点機関を選定した場合は、速やかに選 定通知書(様式2)によりその旨を通知するものとする。

(公表)

第7条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、県のホームページ上に掲載することによって公表するものとする。

(選定要件の確認)

第8条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条第1項の選 定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の取消し)

- 第9条 第4条第1項の選定の要件を満たさなくなった保険医療機関は、知事 に対し速やかに辞退届(様式3)を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、その内容を審査の上、選定を取り 消すものとする。この場合において、知事は、速やかに取消通知書(様式4) によりその旨を通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関について、第 4条第2項の規定による審査又は前条の規定による確認の結果、第4条第1 項の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、知事は、選定の取消 しを行うことができる。この場合において、知事は、速やかに取消通知書(様 式4)により取り消した旨を通知するものとする。

附則

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。